

◎新潟県告示第535号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第3項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 日時

平成27年4月14日（火）午後2時00分から

2 場所

五泉市村松乙118番地2

五泉市さくらんど会館 多目的ホール

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

五泉市太田1094番地1

五泉市長 伊藤 勝美

(2) 申請地

五泉市村松乙130—1 外2筆

(3) 主要用途

支所庁舎

(4) 構造・規模

鉄筋コンクリート造一部木造及び鉄骨造 地上4階建て

建築面積 1,936.17平方メートル

延べ面積 4,197.30平方メートル